

北見市医療福祉情報連携協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、北見市医療福祉情報連携協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北見市幸町3丁目1番24号に置く。

(目的)

第3条 協議会は、市民・事業者・行政が協力して、地域住民の健康医療等情報共有のため、情報基盤の構築とその有効な利活用に向けた積極的な実践活動及び必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康医療情報共有のための情報基盤の構築とその利活用に関すること。
- (2) 地域連携クリニカルパスの電子情報化による効率的運用に関すること。
- (3) 地域診療連携システムの構築に関すること。
- (4) 健診データ管理及び脳卒中・糖尿病・CKD・COPDなどの慢性疾患における診療連携のためのデータ管理に関すること。
- (5) 介護福祉分野等での共有情報の利活用に関すること。
- (6) 情報基盤から得られる公衆衛生的データの解析による地域の健康増進に関すること。
- (7) 救急医療における共有情報の利活用に関すること。
- (8) 「お薬手帳」の電子化、処方箋の電子化、薬局での服薬指導に関する共有情報の利活用に関すること。
- (9) 健康医療情報共有のための情報基盤に関する連絡協議及び情報交換・研修に関すること。
- (10) その他協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、北見医師会長 古屋聖児 をもって充てる。

3 代表副会長は、北見医師会理事 今野 敦 をもって充てる。

4 会員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 第3条に規定する目的に賛同する関係団体の長並びに役職員
- (2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に、会長及び代表副会長のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長 2名
- (2) 専門部会長 2名
- (3) 専門部会副会長 2名
- (4) 監事 2名

2 副会長、専門部会長及び専門部会副会長は、会員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、会長が委嘱する。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 代表副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長及び代表副会長を補佐し、会長及び代表副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 専門部会長は、専門部会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。

5 監事は、協議会の財務を監査する。

(任期)

第8条 会員及び役員 の 任期は、協議会 の 目的が達成されたときまでとする。ただし、第5条第4項第1号に掲げる会員及び役員が就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第9条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門部会

2 前項に定めるもののほか、協議会に、会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、代表副会長及び会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 専門部会への委任する事項に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他会の目的に係る重要な事項に関すること。

- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとする。
- 6 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第11条 専門部会は、会長の指名する副会長及び専門部会員をもって構成する。

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は会長が指名する。
- 4 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、必要に応じ会長が召集し、部会長がその議長となる。
- 7 専門部会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 専門部会は、前項の規定により決定した事項について、次の総会に報告しなければならない。
- 9 前条第4項、第5項及び第6項の規定は、専門部会について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会及び専門部会（以下、本条において「総会等」という。）の権限に属する事項のうち、総会等を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 ワーキンググループ等

(ワーキンググループ等)

- 第13条 協議会に、第3条の目的を達成するため、必要に応じて特定の事業を実施するためのワーキンググループ等を置くことができる。
- 2 ワーキンググループ等の設置等については、専門部会が決定する。

第6章 事務局

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局は一般社団法人北見医師会に置く。
 - 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

- 第15条 協議会の経費は、国及び道補助金等をもって充てる。

(監査)

- 第16条 監事は、協議会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

- 第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

- 第18条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。
- 協議会が解散した場合において、その残余財産の処分については、協議会において協議し決定する。

第9章 補則

- 第19条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この会則は、平成23年7月25日から施行する。
- 協議会の設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、協議会が設立された日に始まり、翌年の3月31日に終わる。